

東三河支部

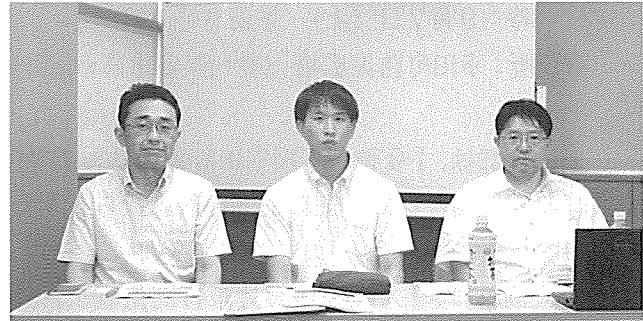
7月例会

- ・日 時：7月25日（木）午後3時
- ・場 所：豊橋商工会議所 508会議室
(豊橋市花田町)
- ・出席者：36名

7月例会は、愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物グループ主査 北川泰久氏、東三河総局県民環境部環境保全課主幹（廃棄物対策グループ班長）堀場正弘氏、同局主事（廃棄物対策グループ）古居和真氏をお招きして、廃棄物処理法を中心に講演会を行いました。

例会は支部長の鬼頭秀幸氏の開会の挨拶後、中間処理委員長の酒井正樹氏から趣旨説明があり、講演は、「廃棄物処理法等の動きについて」と題して、愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物グループ北川主査が講演しました。

「廃棄物処理法等の動きについて」では、廃棄物処理法政省令の改正について、平成27年、29年における主な改正の概要について解説があり、水銀使用製品産業廃棄物の対象製品を挙げました。新たな措置として、処理の委託は、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託し、保管は、他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける措置を行う。収集・運搬は破損することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないよう区分して収集・運搬する。処分・再生は、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置等について説明がありました。平成30年愛知県条



左から、講師としてお招きした、東三河総局県民環境部環境保全課 堀場主幹、同課 古居主事、愛知県環境局資源循環推進課 北川主査

例（廃棄物の適正な処理の促進に関する条例）の改正については内容の説明があり、条例改正の発端となった事案は、平成28年の1月産廃処理業者による食品等廃棄物の不適正処理事案とのことです。翌年の平成29年には廃棄物処理法が改正され、許可を取り消された者に対する措置が強化されました。平成30年10月1日施行された条例改正の、『勧告規定の創設（条例第7条第3項）』、『公表規定の創設（条例第7条第4項）』について述べ、講演を終えました。

「産業廃棄物収集運搬業の許可申請と変更届について」と題して、東三河総局県民環境部環境保全課 古居主事が講演しました。

許可申請書の作成上の注意、添付書類の経理的基礎に関する書類では、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書他について詳細な説明がありました。許可手続きに要する期間は、許可申請から許可証の交付まで約2か月かかるため、新規許可＆変更許可は許可申請から許可証の交付までの期間は、新規の収集運搬業務又は変更後の業を行なうことができないということです。水銀に関する届出書は、平成29年10月1日以降提出が必要であり、提出のタイミングは、更新許可申請時、変更許可申請時、許可証の書換えを伴う変更（廃止）届出時、です。早期に書換えを希望する場合は、届出書の提出をもって書換えを行うとのことです。注意点として、許可申請書、届出書は最新の様式を使用してほしい等の話があり、講演を終えました。

